熊本県障がい者優先調達推進方針　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 令和４年度（２０２２年度）熊本県障がい者優先調達推進方針令和４年（２０２２年）４月１日制定令和５年（２０２３年）２月９日改定１　趣旨　　「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（ 以下「障害者優先調達推進法」という。）」第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的に、令和４年度（２０２２年度）熊本県障がい者優先調達推進方針（以下「方針」という。）を定める。２～３　（略）４　調達の対象となる障害者就労施設等　　調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。　（１）～（４）　（略）　（５）共同受注窓口　　　会則等で、障がい者の自立につながるような取組等への支援をすることを目的としていることが明らかであり、複数の障がい者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成２４年法律第５０号９第２条第４項）に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者。７～９　（略） | 令和４年度（２０２２年度）熊本県障がい者優先調達推進方針令和４年（２０２２年）４月１日制定１　趣旨　　「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（ 以下「障害者優先調達推進法」という。）」第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的に、令和４年度（２０２２年度）熊本県障がい者優先調達推進方針（以下「方針」という。）を定める。２～３　（略）４　調達の対象となる障害者就労施設等　　調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。　（１）～（４）　（略）　７～９　（略） |